令和８年度施設等利用費及び
豊島区特定教育・保育施設等通園児保護者補助金のご案内

■ 補助の対象となる方

次の(1)～(3)すべてを満たしている方が対象となります。

（１） 施設等利用給付認定を受けた幼児と同居する保護者で豊島区に住所を有している方。

（２） 新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園に幼児を通園させている方。

（３） 幼児が対象年齢区分に該当している方（ただし、就学義務を猶予または免除された子は対象となります）。

■ 申請書類について

（１） 全ての方:**補助金申請書（以下「申請書」といいます。）を各幼稚園に提出**

（２） 認可外保育施設等の利用料を請求する場合、別様式により申請が必要です。

（３） 下記に該当する方は、申請書に必要書類をホッチキス留めにて添付してください。

ただし、特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書（以下「個人番号の調書」）については、幼稚園より配付される返信用封筒にて申請書とは別に区宛に送付ください。

（詳細は「特定負担額に伴う負担軽減補助金申請にかかる個人番号の調書」を参照ください。）

※添付漏れの場合、補助金の交付ができなくなることがありますので、ご注意ください。

対象	必要書類
令和８年１月２日以降に豊島区に転入された方	個人番号の調書(下記 QR コードよりダウンロード、もしくは幼稚園にお申し出ください。) ※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、令和８年１月１日現在の住所地で発行する課税証明書または税額決定通知書の写し（単身赴任中の生計を一にする方がいる場合は**単身赴任されている方のもの**）を提出してください。
豊島区外に単身赴任している生計を一にする方がいる場合	
海外から転入された方	令和７年中の収入状況を確認できる書類（給与支払証明書等） ※外国語の場合は日本語訳もつけてください。
ひとり親の方	戸籍謄本の写し、児童扶養手当証書・ひとり親医療証の写し、のいずれか１点
税申告が未申告の方（扶養家族以外の世帯全員）	令和８年１月１日現在の住所地にて住民税の税申告のうえ、個人番号の調書をご提出ください。※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、課税証明書または税額決定通知書の写しを申請書に添付してください。 住所地が豊島区で未申告だった方は、税申告した旨を区にご連絡ください。
※　次の要件に該当する方は、戸籍謄本の写し、または障害者手帳等の写しを添付してください。 （１）配偶者のいない者で現に児童を扶養している方 （２）障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る） （３）要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯	

■ 補助金の交付時期

交付時期（予定）：4～8 月分：令和 8 年 11 月末

9～3 月分：令和 9 年 5 月末

交付方法：保護者の方への指定口座へ振り込み

※申請書の振込先口座の記載内容に誤りがあると、交付日に振込ができなくなりますのでご注意ください。

※今回の申請で年度末まで申請が可能です（途中転出・退園の場合は除く）。

※振込先口座は令和９年５月末まで解約しないでください。

認可外保育施設利用料、給食費補助の申請書は、左記の QR コードよりダウンロードが可能です。

ページ ID：40671

■ 申請期限

各幼稚園指定の提出期限まで【期間厳守】

年度途中で豊島区へ転入された方や途中入園等された方は、速やかに申請をお願いいたします。

⚠ **令和８年度補助金の申請期限は、令和９年4月５日(月)必着です。**

期限を過ぎての申請は、支給ができない場合があるのでご注意ください。

豊島区　子ども家庭部　保育支援担当課　幼稚園・地域型保育グループ

〒171-8422　豊島区南池袋 2-45-1　℡03-4566-2481（直通）

■補助金の種類と補助金額等

豊島区（令和８年度　後期分）【移行園】

以下（１）及び（２）の補助は教育・保育給付１号認定又は２号認定の子どもが対象です。

（１）特定負担額補助金（入園料相当）　【 所得制限あり 】

令和８年度に私立幼稚園等に入園した場合、納入した入園料の一部を補助します。
納入した入園料の額が補助金額に満たなかった場合は納入額を限度とします。園児１人につき**１回限りです。**

	所得の基準（令和８年度区市町村民税所得割課税額）	**補助金額**
対象	所得割課税額 420,000 円以下の世帯	50,000 円

（２）特定負担額補助（入園料相当を除く）　【 所得制限あり 】

保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く）の一部を補助します。年度内に保護者が納入した特定負担額（入園料相当を除く）が補助上限額となります。
対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第１子、第２子、第３子と数えます。

世帯区分	所得の基準　（上限額）（区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第１子	第２子	第３子以降
1	生活保護世帯、世帯区分２のうちひとり親世帯等	12,200 円	12,200 円	12,200 円
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、世帯区分３のうちひとり親世帯等	9,200 円	10,200 円	10,200 円
3	所得割課税額　77,100 円以下の世帯	7,800 円	7,800 円	10,200 円
4	所得割課税額　211,200 円以下の世帯	7,800 円	7,800 円	9,600 円
5	所得割課税額　256,300 円以下の世帯	7,800 円	7,800 円	9,000 円
6	所得割課税額　256,300 円を超える世帯	7,800 円	7,800 円	7,800 円

（３）預かり保育料　【 保育の必要性の認定の必要あり 】

教育・保育給付１号認定で幼稚園等に通園しており、保育の必要性の認定（施設等利用給付２号又は３号）を受けた方のみ対象です。１日あたり 490 円、月あたり下記記載額を上限とし給付します。ただし、実際に支払った預かり保育料が下記記載の上限額を下回る場合は、預かり保育料が支給限度額となります。なお、預かり保育の利用日数及び利用料については、各園に報告いただくことで確認を行いますので、領収証等の提出は不要です。

また、通園している幼稚園の預かり保育が一定の基準を満たしていない場合、認可外保育施設等の利用料が、幼稚園の預かり保育料とあわせて下記上限額まで無償化の対象となります。認可外保育施設等の利用料の請求方法等については、園に配布しております「認可外保育施設等の利用料の請求手続きについて」をご確認ください。

対象	認定区分（保育の必要性のない方は対象外）	補助上限額
３歳児～５歳児	施設等利用給付認定２号	12,300 円
満３歳児のうち住民税非課税世帯	施設等利用給付認定３号	17,700 円
満３歳児のうち住民税課税世帯	施設等利用給付認定１号＋保育の必要性が認められた方	17,700 円

（４）給食費（主食費･副食費）の免除　【 申請手続き等不要 】

給食を提供されており（牛乳のみ、おやつのみ提供の場合含む）、給食実費を園に支払っている場合に対象となります。（家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外）以下に該当する免除対象の方には、「給食費徴収免除のお知らせの送付について」にて免除のご案内を送付しております。免除方法等については、各幼稚園等にお問い合わせください。

対　　象	認定区分	免除上限額（月額）	
		副食費相当分	主食費相当分
満３～５歳児（２号認定は３～５歳児）のうち、年収 680 万未満相当世帯（区市町村民税所得割課税額 211,200 円以下）の子どもまたは第３子以降※の子ども	教育・保育給付１号または２号	5,100 円	3,000 円

※対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第１子、第２子、第３子と数えます。

【その他のご案内】

◆生計を一にするご家族が単身赴任等の場合・・・同居、別居にかかわらず同一世帯として算定。
◆区市町村民税所得割課税額・・・世帯全員を合算。住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の適用前の額。園児が父母以外の親族（祖父母等）に扶養されている場合、その方の課税額も対象。４月から８月分の補助額の算定には令和７年度所得割課税額、入園時補助金及び９月から翌３月分の算定には令和８年度所得割課税額を用いて審査。
◆年度途中での入退園や、豊島区を転出入した場合・・・日割で計算。
◆補助金交付決定通知書・・・交付日の１週間前頃に自宅に郵送。年度途中で海外へ転出された方の通知書には年度末まで区で保管。
◆年度途中で世帯状況に変更があった場合・・・補助額が変更となる可能性があるため、速やかに区に連絡ください。
◆記載の内容については、今後変更となる可能性がございます。